

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	商工会法			法令の番号	昭和35年法律第76号		
手続名	商工会の合併の認可			根拠条項	第52条の2第2項		
審査基準	<p>商工会の合併の認可基準は、次のとおりである。 なお、商工会法第60条により、下記の経済産業大臣の権限は、知事に委任されている。</p> <p>法第52条の2第3項</p> <p>3 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、新商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>一 第23条第2項各号に掲げる要件に適合すること。</p> <p>二 新商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなること。</p> <p>法第23条第2項</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>一 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。</p> <p>二 第13条本文に規定する者の2分の1以上が会員となるものであること。</p> <p>三 その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。</p> <p>四 その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>五 設立しようとする商工会が第7条第2項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。</p>						
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間 14日 標準経由期間 日